

宗像地区水道事業統合協議会、幹事会、専門委員会メンバー表

2009.4.1現在

協議会	宗像市		福津市	
	市長	会長	市長	副会長

幹事会	事務局長		総務部長		総合政策部長	幹事長
	次長		経営企画部長		総合政策部理事	
	総務課長		上下水道部長	副幹事長	水道課長	

専門委員会	総括委員会	総務課長		経営企画課長	委員長	企画政策課長	副委員長
		総務係長		企画係長		企画係長	
	水道委員会	総務課長	委員長	営業課長	副委員長	総合政策部理事	
		施設課長		水管理課長		水道課長	
		浄水課長		施設課長		施設整備係長	
		施設課主幹		管理係長		経営係長	
		総務係長					
		施設係長					
		水質係長					
	人事委員会	総務課長		人事課長	副委員長	総務課長	委員長
		総務係長		人事係長		人事係長	
	情報・システム委員会	総務課長	副委員長	情報政策課長	委員長	総務課長	
		総務係長		情報化推進係長		情報管理係長	
	財政委員会	総務課長		財政課長	委員長	財政課長	副委員長
		総務係長		財政係長		財政係長	
	法制委員会	総務課長		総務課長	委員長	総務課長	副委員長
		総務係長		法制係長		文書法制係長	

事務局（宗像地区事務組合）	事務局長		次長		総務課長	
	総務係長		統合担当派遣職員		統合担当派遣職員	

宗像地区水道事業統合協議会等所掌事務一覧表

2009.4.1

会議名	所掌事務	主幹	
協議会	(1) 水道事業の統合方針の策定 (2) 宗像地区水道事業統合の将来構想の策定	宗像市	市長
幹事会	(1) 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行う (2) 宗像地区水道事業統合に関し必要な事項について、協議又は調整し、協議会に諮らない事務事業について調整方針を決定	福津市	総合政策部長
専門委員会	統合協議会幹事会に提案する事項について専門的に調査を行い、協議案又は調整案を作成するものとする。		
総括委員会	(1) 会の運営に関すること (2) 各委員会の総括に関すること	宗像市	経営企画課長
水道委員会	(1) 水道事業統合に関すること (2) 厚生労働省認可申請に関すること (3) 水道料金の調整に関すること (4) 水道施設に関すること (5) 簡易水道に関すること (6) その他水道関係に関すること	事務組合	総務課長
人事委員会	(1) 組織及び職員配置に関すること (2) 派遣職員に関すること (3) 職員に関する調整と関係例規の改正に関すること (4) その他人事関係に関すること	福津市	総務課長
情報・システム委員会	(1) 料金、設計積算、企業会計システムに関すること (2) 全序ランシステムに関すること (3) その他情報・システム関係に関すること	宗像市	情報政策課長
財政委員会	(1) 予算に関すること (2) 財産に関すること (3) 契約に関すること (4) その他財政関係に関すること	宗像市	財政課長
法制委員会	(1) 規約改正に関すること (2) 条例、規則の改正に関すること (3) その他法制関係に関すること	宗像市	総務課長
統合事務局	協議会の連絡調整に関すること	事務組合	事務局長

○宗像地区水道事業統合協議会要綱

(協議会の設置)

第1条 宗像地区事務組合水道用水供給事業、宗像市水道事業及び福津市水道事業を統合するため、宗像地区事務組合に宗像地区水道事業統合協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の担任する事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 宗像地区水道事業の統合方針の策定
 - (2) 宗像地区水道事業統合の将来構想の策定
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、宗像地区水道事業の統合に関し必要な事項
- (組織)

第3条 協議会は、宗像市長及び福津市長で組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、2市の長が双方協議して定めた者をもって充てる。
- 3 会長は、非常勤とする。
- 4 副会長は、2市の長のうちから、会長に充てられた者以外の者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第6条 協議会に専門委員会を置く。

- 2 前項の専門委員会は、総括委員会、水道委員会、人事委員会、情報・システム委員会、財政委員会及び法制委員会とする。
- 3 専門委員会は必要に応じて分科会を置くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の担当する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経費の支弁の方法)

第8条 協議会に要する経費は、2市及び宗像地区事務組合で協議してその支弁の方法を決定する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

○宗像地区水道事業統合協議会幹事会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宗像地区水道事業統合協議会要綱第5条第2項の規定に基づき、宗像地区水道事業統合協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 宗像地区水道事業統合協議会幹事会（以下「幹事会」という。）は、宗像地区水道事業統合協議会会長（以下「会長」という。）の指示により、協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、幹事会は、宗像地区水道事業の統合に関し必要な事項について、協議又は調整し、協議会に諮らない事務事業について調整方針を決定することができる。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事会の中から会長が指名した者をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長に充てられた者以外の者の中から幹事長が指名した者をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

宗像地区事務組合	事務局長 次長 総務課長
宗 像 市	総務部長 経営企画部長 上下水道部長
福 津 市	総合政策部長 総合政策部理事 水道課長

○宗像地区水道事業統合協議会専門委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宗像地区水道事業統合協議会要綱第6条第4項の規定に基づき、宗像地区水道事業統合協議会（以下「協議会」という。）の専門委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、宗像地区水道事業統合協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に提案する事項について専門的に調査を行い、協議案又は調整案を作成するものとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会の互選により決定する。
- 4 副委員長は、委員会の中から委員長が指名した者をもって充てる。
- 5 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 各専門委員会は、必要に応じて関係する委員会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第5条 委員長は、専門委員会の協議の経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、委員長の属する市または、宗像地区事務組合の担当課が行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営等に関し必要な事項は、各専門委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	委員会名	宗像地区事務組合	宗像市	福津市
専門委員会	総括委員会	総務課長 総務係長	経営企画課長 企画係長	企画政策課長 企画係主任
	水道委員会	総務課長 施設課長 浄水課長 総務係長	営業課長 水管理課長 施設課長 管理係長	水道課長 維持係長 施設整備係長 経営係長 浄水係長
	人事委員会	総務課長 総務係長	人事課長 人事係長	総務課長 人事係長
	情報・システム委員会	総務課長 総務係長	情報政策課長 情報化推進係長	総務課長 情報管理係長
	財政委員会	総務課長 総務係長	財政課長 財政係長	財政課長 財政係長
	法制委員会	総務課長 総務係長	総務課長 法制係長	総務課長 文書法制係長

○宗像地区水道事業統合協議会事務局要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宗像地区水道事業統合協議会要綱第7条第2項の規定に基づき、宗像地区水道事業統合協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 宗像地区水道事業統合協議会事務局（以下「事務局」という。）は、協議会の連絡調整に関する事務を所掌する。

(職員等)

第3条 事務局の職員は、宗像地区事務組合総務課員とする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。